

個人の国際法上の地位

戦後補償裁判例を通して

論点

- ・個人の権利の存在 国際法は個人に補償（賠償）請求権を与えているか
- ・国家による請求権放棄 国家は個人の権利も放棄できるか

個人の権利の存在

裁判例 判例集・資料

- 1963 原爆判決 判例 120
- 1998.10.9. フィリピン性奴隷事件東京地裁判決
- 1998.10.13. オランダ元捕虜事件 判例 125
- 1998.11.26. イギリス人捕虜事件東京地裁判決
- 1999.9.22. 731部隊・南京大虐殺事件東京地裁判決
- 2000.12.6. フィリピン性奴隷事件東京高裁判決
- 2001.10.11. オランダ人戦後補償請求事件東京高裁判決
- 2002.3.29. 中国人強制連行損害賠償請求事件東京地裁判決

旧通説の崩壊

日本国の責任について

国家による請求権放棄

サンフランシスコ平和条約 14 条(b)・19 条、日ソ共同宣言 6 項、日韓請求権協定 2 条
国が国民の請求権も放棄？ 外交的保護権のみの放棄？

日本政府の立場 外交的保護権のみの放棄

日本裁判所の立場

- 1959.4.8. 堀本事件東京高裁判決
- 1998.9.29. 在日韓国人元日本軍属遺族援護法訴訟東京高裁判決
- 2000.11.30. 在日韓国人従軍慰安婦戦後補償請求事件東京高裁判決
- 2001.3.26. アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟東京地裁判決
- 2001.3.29. 関釜元慰安婦訴訟広島高裁判決
- 2001.10.11. オランダ人捕虜賠償訴訟東京高裁判決

日本政府の立場の整理

- ・放棄されたのは外交的保護権（＝国家の権利）のみ
- ・個人の請求権が否定されても、国家は抗議できない
前提 個人の請求権は国内法上の請求権
なぜ国際法上の請求権でないのか？